

広報こくみんねんきん

国民年金保険料の年末調整や確定申告は「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）または領収書が必要となりますので、控除証明書または領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成20年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成20年11月上旬に送付しております。また、平成20年10月1日から12月31日までの間に納付された方は、平成21年2月上旬に送付することとしております。

なお、お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは社会保険事務所までお願いします。

控除証明書専用ダイヤル（平成20年11月1日〜平成21年3月13日、平日午前9時〜午後5時まで）

☎0570・070・117

※一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。
※IP電話等の方は ☎03・6748・8882へおかけください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

地域包括支援センターからのお知らせ

〜いつまでも元気に暮らすために〜
65才以上の市民の方ならどなたでも参加できます。

小松島市社会福祉協議会地域包括支援センターでは、左記の日程で介護予防健康教室を開催します。

▼12月11日（木）

【テーマ】「インフルエンザ・新型インフルエンザについて」
インフルエンザは、普通の風邪とはウイルスが異なり、高熱が出るだけでなく、場合によっては重症化、合併症をも引き起こす恐れのある感染症です。
ぜひこの機会にインフルエンザについての知識を身につけ、予防対策を自宅で実践しましょう。

【講師】小松島病院 副院長 高橋 秀夫 先生

【時間】午後3時30分〜4時30分（受付・午後3時〜）

▼12月12日（金）

【テーマ】「腰痛予防について」

正しい知識と体操で、腰痛を予防し、活動的な毎日を送りませんか？
興味のある方は、ぜひこの機会にご参加ください。

【講師】小松島病院リハビリテーション部
理学療法士 鎌倉 伸也 先生

【時間】午後1時30分〜3時（受付・午後1時〜）

【準備物】筆記用具・タオル・水分補給のための飲料等

※介護予防健康教室の申し込みは不要で、受講料は無料です。市総合福祉センターで行います。直接会場へお越しください。

詳しくは、小松島市社会福祉協議会地域包括支援センター（市総合福祉センター内 ☎33・4040）まで。